

# 北海道檜山地区における ひやま漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和6年(2024年)3月11日

協定認定日 令和6年(2024年)3月27日

(協定変更認定日 令和7年(2025年)3月24日)

(協定変更認定日 令和7年(2025年)7月14日)

## (目的)

第1条 本協定は、ひやま漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標達成のために具体的な取組を行うことをもって、当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

## (本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類はそれぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	檜山地区地先海面	スケトウダラ	すけとうだらはえ縄漁業(知事許可)
(2)	我が国周辺海域	スルメイカ	いか釣り漁業(知事許可)5トン以上船 いか釣り漁業(知事許可)5トン未満船
(3)	檜山地区地先海面	カレイ類、ヒラメ	かれい刺し網漁業(共同漁業権)
(4)	檜山地区地先海面	エビ類	えびかご漁業(知事許可)
(5)	檜山地区地先海面	ホッケ	ほっけ刺し網漁業(共同漁業権)
(6)	檜山地区地先海面	クロマグロ	くろまぐろ一本釣り漁業(海区承認)
(7)	檜山地区地先海面	サケ、クロマグロ	定置網漁業(免許)
(8)	檜山地区地先海面	カレイ類、ヒラメ、 ホッケ	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業 (共同漁業権)

## (資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

○スケトウダラ : 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号。以下同じ)

- ・ 別紙2-9すけとうだら日本海北部系群に定める目標

○スルメイカ : 資源管理基本方針

- ・ 別紙2-12するめいかに定める目標

○カレイ類 : 北海道資源管理方針

- ・ 別紙3-4まがれい道南太平洋、
- ・ 別紙3-5そうはち道南太平洋

○ヒラメ : 北海道資源管理方針

- ・ 別紙3-7ひらめ北海道(日本海~津軽海峡)に定める資源管理の方向性

- エビ類           : 北海道資源管理方針
  - ・ 別紙3-16 ほっこくあかえび北海道周辺海域（噴火湾を除く）に定める資源管理の方向性
  - ・ 別紙3-45 とやまえび北海道周辺海域（噴火湾を除く）に定める資源管理の方向性
- ホッケ           : 北海道資源管理方針
  - ・ 別紙3-21 ほっけ道南系群に定める資源管理の方向性
- クロマグロ      : 資源管理基本方針
  - ・ 別紙2-1 くらまぐろ（小型魚）、
  - ・ 別紙2-2 くらまぐろ（大型魚）に定める目標
- サケ            : 北海道資源管理方針
  - ・ 別紙3-1 さけ（しろさけ）北海道海域に定める資源管理の方向性

（資源管理の目標達成のための具体的な取組）

第4条 前条の資源管理の目標達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

漁業の種類	取組内容
すけとうだらはえ縄漁業	① 本協定参加者による総操業日数の上限（220日）を遵守する。（強度な資源管理） ② 北海道すけとうだら日本海漁業の知事管理漁獲可能量について、他地区との調整を踏まえ、協定管理委員会が別途定める本協定参加者の漁獲上限（以下、「配分量」という。）を遵守する。 なお、本協定参加者による漁獲量の合計が、配分量の95%を超えたときは、協定管理委員会の指示に従い、目的操業の停止等の措置を講ずるものとする。
いか釣り漁業	（5トン以上船） ① するめいか小型するめいか釣り漁業（5トン以上船）はそれぞれの漁獲量が、それぞれ配分された漁獲可能量の9割に達した後においては、該当する管理区分に属する本協定参加者は、当該到達した日の翌日から漁期終了日までするめいかを対象とする操業を自粛するものとする。 ただし、国の留保からの追加配分や、他都道府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が9割を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。（強度な資源管理） ② 光力の上制限、他県沖合海域における資源の維持増大のための措置 （5トン未満船） ① するめいか小型するめいか釣り漁業（5トン未満船）はそれぞれの漁獲量が、それぞれ配分された漁獲可能量の9割に達した後においては、

	<p>該当する管理区分に属する本協定参加者は、当該到達した日の翌日から漁期終了日までするめいかを対象とする操業を自粛するものとする。</p> <p>ただし、国の留保からの追加配分や、他都道府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が9割を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。（強度な資源管理）</p> <p>② 光力の上制限、他県沖合海域における資源の維持増大のための措置</p>
かれい 刺し網漁業	<p>① 操業期間の10%以上を休漁</p> <p>② 9月1日から11月10日までは離岸1,500m以内において操業しない。</p> <p>③ 体長15cm未満のソウハチ・マガレイが全体の漁獲量の20%を超えた場合は、漁場移動する。又、5月27日から5月31日は期間休業</p>
えびかご漁業	<p>① 漁業時期の6%以上を休漁</p> <p>② 漁獲圧を削減するためかご数制限（敷設可能かご数の10%を削減）</p> <p>③ 漁獲物規制</p>
ほっけ 刺し網漁業	<p>① 操業期間の15%以上を休漁</p> <p>② ほっけ刺し網の目合制限：7.6cm以上</p>
くろまぐろ 一本釣り漁業	<p>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。</p> <p>さらに、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条及び第32条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施するものとする。（強度な資源管理）</p>
定置網漁業	<p>（さけ）</p> <p>① 道が定めるふ化放流計画の放流数を確保するために必要な「再生産親魚の河川遡上数」を確保する。</p> <p>なお、必要尾数に達しないことが見込まれる場合には、協定管理委員会が別に定める、漁具の撤去など親魚確保のための必要な措置を行う。</p> <p>② 一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会と連携し、さけ親魚捕獲及びさけ稚魚の放流を行う。</p> <p>（くろまぐろ）</p> <p>① 北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。</p> <p>さらに、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条及び第32条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施するものとする。（強度な資源管理）</p>

かれい・ひらめ ・ほっけ底建網 漁業	① 操業期間の10%以上を休漁
--------------------------	-----------------

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、北海道資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認は、漁業の種類ごとに、前条の取組のうち次表に掲げた取組について、それぞれ記載された証拠書類を元に確認することとし、それ以外の取組については、当該取組を確実に履行した旨を確認する。

	履行確認における証拠書類等
すけとうだらはえ縄漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①総操業日数の上限遵守及び②漁獲量上限の遵守 法第30条に基づくTAC報告確認書、漁協伝票</li> </ul>
いか釣り漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①漁獲の積み上がりに伴う操業自粛(5トン以上、5トン未満) 法第30条に基づくTAC報告、漁協伝票</li> </ul>
かれい刺し網漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①休漁 漁協伝票、資源管理の状況等の報告</li> </ul>
えびかご漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①休漁 漁協伝票、資源管理の状況等の報告</li> <li>・ ②かご数制限 実地検査票、写真</li> </ul>
ほっけ刺し網漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①休漁 漁協伝票、資源管理の状況等の報告</li> </ul>
くろまぐろ一本釣り漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁獲実績がある場合 実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認</li> <li>・ 休漁した場合 漁協伝票、資源管理のための取組を証明する書類</li> </ul>
定置網漁業	<p>(さけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①再生産親魚の河川遡上数の確保及び親魚確保のための措置 写真、漁協伝票等・捕獲、採卵実績等</li> </ul> <p>(くろまぐろ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁獲がある場合 実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認</li> <li>・ 漁獲がない場合 実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、放流の動画又は写真</li> </ul>
かれい・ひらめ・ほっけ 底建網漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①休漁 漁協伝票、資源管理の状況等の報告</li> </ul>

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年法律第267号、以下「法」という。）第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を北海道知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に北海道及び北海道資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）及び北海道資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 第13条第1項の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和6年3月11日から令和11年3月10日

まで)とする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第 11 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき北海道知事にあっせんすべきことを求める決議は、参加者の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(協定代表者の機能及び経費の負担)

第 12 条 本協定全参加者の中から代表者(以下「協定代表者」という。)を選出するものとし、協定代表者は次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果・検証に関する事務協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他本協定に定める事項を実施するために必要な事務
  - (2) 法及び漁業法施行令(昭和 25 年政令第 30 号)の規定に基づく報告、申請及び届出(本協定の手続を経たものに限る。)に関する事務
  - (3) その他本協定の手続において協定代表者に委任することが決議された事務(訴訟及び不服申立てを除く。)
- 2 協定代表者は、本協定の手続を経た事項については、全ての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
  - 3 協定代表者は、第 1 項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。
  - 4 協定にかかる事務手続き及び報告については、ひやま漁業協同組合が処理するものとする。

(その他)

第 13 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 6 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

変更後の本協定は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

変更後の本協定は、令和 7 年 7 月 14 日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙のとおり

(以上)